

職域提携企業向け目的ローン

平成29年6月1日現在

(1/2)

商 品 名	職域提携企業向け目的ローン
ご利用いただける方	次の条件をすべて満たす個人の方で、全国しんくみ保証(株)の保証を受けられる方。(再保証会社：(株)オリエントコーポレーション) 1. 当組合の組合員の方（今回、組合員加入の方も可） 2. お借入時年齢が満20歳以上で完済時年齢が76歳未満の方。 3. 当組合と本商品取扱いについて覚書を締結している企業にお勤めの常勤役職員・嘱託社員・パート社員で勤続1年以上の方。 4. 資金使途が借換の場合は、直近6ヵ月以内に延滞がない方。
お使いみち	1. 資金使途が明確なもの及び他金融機関（クレジット会社含む）の目的系ローンの借換資金 2. 明確な資金使途に対する融資金額の30%以内かつ50万円以下の範囲で使途を限定しない（事業性資金を除く）融資金を加算することが出来ます。
お借入金額	10万円以上500万円以内。（1万円単位） 但し、借換の場合は残高決済資金の範囲内とします。
ご利用期間	10年以内。
ご融資利率	当組合所定の2段階の金利から、保証会社の審査により決定いたします。 適用金利：①2.8% ②3.6% 審査によっては、ご融資金額の減額・ご融資利率の上昇となる場合がございます。
ご返済方法	1. 毎月の元利均等返済。（ボーナス併用返済も可能です。） 2. ご返済日はご都合に合わせて選択いただけます。 ただし、給与振込によるご返済の場合は給料日とさせていただきます。 3. 普通預金口座からの自動引落でのご返済とさせていただきます。
保証料率	ご融資利率に含んでおります。
保証人	原則不要です。 ただし、保証会社が必要と判断する場合はこの限りではございません。
担保	不要です。
お申込みの際にご用意いただくもの その他	1. 本人確認資料 運転免許証・パスポート等、当組合所定のもの。 2. 所得証明書 融資金額201万円以上の場合は必要です。 3. ご返済口座のお届印・通帳 4. 資金使途証明書 見積書・売買契約書・入学金納付書等の写し。 借換の場合、借換対象借入金の返済予定表及び返済用預金口座通帳の写し。

苦情処理措置
紛争解決措置

・ 苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または経営管理本部にお申し出ください。

【長崎三菱信用組合 経営管理本部】

受付時間 : 9時～17時（祝日および当組合休業日は除く）

電話 : 0120-324-892（フリーダイヤル）

なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。

<https://www.ryo-sin.co.jp/>・紛争解決措置

福岡県弁護士会紛争解決センター（天神弁護士センター 電話：092-741-3208、北九州法律相談センター 電話：093-561-0360、久留米センター 電話：0942-30-0144）、または東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合経営管理本部またはしんくみ相談所にお申し出ください。

また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。

- ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。
- ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は東京の三弁護士会のいずれかにご照会ください。

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付時間：9時～17時（祝日および信用組合の休業日は除く）

電話 : 03-3567-2456

住所 : 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1（全国信用組合会館内）

